

「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令第73号)別表第2号

第七編 地方自治 (地方公営企業法施行規則)

五三四二

別表第二号(第十四条及び第十五条関係) (昭三八自省令三二・全改、昭四〇自省令五・昭四二自省令二・昭四五自省令三三・昭四九自省令一九・昭五〇自省令五・昭五一自省令三三・平一〇自省令三八・平一三総省令五六・平一四総省令六・一部改正)
有形固定資産の耐用年数

種類	用途又は用	細目	耐用年数(年)
建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの 発電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの	五〇 四七 三九 三八 二四 三一 三二 三六
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの	四一 三八 三六

	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え、四ミリメートル以下に限る。)	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの	三二 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
	木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの 発電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二
	簡易建築物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一七 一七
	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	一六 一五

A [日法九七七二・三] ⑩

種類	用途又は用	細目	耐用年数(年)
建築物	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え、四ミリメートル以下に限る。)	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	三〇 二七 二五 二四 一五 二四
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの	四一 三八 三六

	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え、四ミリメートル以下に限る。)	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	三二 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
	木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの 発電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二
	簡易建築物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一七 一七
	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	一六 一五

A [日法九七七二・三] ⑩

第七編 地方自治 (地方公営企業法施行規則)

五三四三

第七編 地方自治 (地方公営企業法施行規則)

給排水又は衛生設備及びガス設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知設備及び避難設備	店用簡易装	可動間仕切り	前掲のもの及び前掲の区分によらないもの	水道用又は工業用水道用のもの	構築物
冷房設備(冷凍機の出力が二二キロワット以下のもの)その他のもの	エレベーター エスカレーター				簡易なもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備	
一五	一七 一五		八	三	一五 三	一八 一〇	四〇 五〇 六〇	

橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの	さく井	電信電話線	その他	鉄筋コンクリート造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	石造のもの	金属造のもの	木造のもの	軌条及びその附属品
橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの	さく井	電信電話線	その他	鉄筋コンクリート造のもの	コンクリート造又はれんが造のもの	石造のもの	金属造のもの	木造のもの	軌条及びその附属品
六〇	四八	一八	四〇	三〇	四〇	八〇	五〇	四〇	三〇	四〇	二〇	四〇	二〇	一〇	一〇	三〇	六〇	六〇	四〇	五〇	五〇	四〇	二〇

A [日法九七七二・三] ⑩

の軌道用のもの

まくら木	木製のもの	コンクリート製のもの	金属製のもの	分岐器	電信電話線及び電灯電力線信号機	送配電線及びびき電線	電車線及び第三軌条	帰線ポンド	電線支持物(電柱及び腕木を除く)	木柱及び木塔(腕木を含む)	架空索道用のもの	その他のもの	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔(支持物を含む)	(架空索道用のものに限る)	前掲以外のもの	線路設備	軌道設備	道床	その他のもの	土工設備	橋りよう
まくら木	木製のもの	コンクリート製のもの	金属製のもの	分岐器	電信電話線及び電灯電力線信号機	送配電線及びびき電線	電車線及び第三軌条	帰線ポンド	電線支持物(電柱及び腕木を除く)	木柱及び木塔(腕木を含む)	架空索道用のもの	その他のもの	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔(支持物を含む)	(架空索道用のものに限る)	前掲以外のもの	線路設備	軌道設備	道床	その他のもの	土工設備	橋りよう
二〇	二〇	二〇	一五	三〇	三〇	四〇	二〇	五	三〇	一五	二五	一五	二五	四〇	六〇	一六	一六	五七	五七	五七	五七

A [日法九七七二・三] ⑩

鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	れんが造のもの	その他のもの	その他のもの	停車場設備	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	踏切保安又は自動列車停止設備	その他のもの	その他のもの	水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る)	汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう)	送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	発電用又は送配電用のもの
鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	れんが造のもの	その他のもの	その他のもの	停車場設備	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	踏切保安又は自動列車停止設備	その他のもの	その他のもの	水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る)	汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう)	送電用のもの	地中電線路	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	発電用又は送配電用のもの
五〇	四〇	一五	六〇	三五	三〇	二一	三二	四五	四一	二一	一九	五七	四一	二五	三六	三六	四一

鋪装道路及び鋪装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの、アスファルト敷又は木れんが敷のもの、ビチユーマルス敷のもの	添架電話線 引込線 配電線 木柱 鉄筋コンクリート柱 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱	五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く)	橋りょう 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、水そう及び用水用ダム トンネル 煙突及び焼却炉 へい その他のもの		六〇 五〇 七五 三五 三〇 六〇
コンクリート造又はブロック造のもの(前掲のものを除く)	やぐら及び貯水池 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル及び水そう へい その他のもの		四〇 三〇 一五 四〇

れんが造のもの(前掲のものを除く)	防壁、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉及びへい 塩素その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	五〇
石造のもの(前掲のものを除く)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤及び貯水池 へい その他のもの	五〇 三五 五〇
土造のもの(前掲のものを除く)	防壁、堤防、防波堤及び自動車貯水池 へい その他のもの	四〇 三〇 二〇
金属造のもの(前掲のものを除く)	橋りょう(はね上げ橋を除く) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 送配管 铸铁製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 水そう及び油そう	四五 四五 二五 三〇 一五 二〇

A [日法九七七二・三三] ⑩

合成樹脂造のもの(前掲のものを除く)	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	二五 一五 一〇 四五
木造のもの(前掲のものを除く)	橋りょう、塔及びやぐら 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及びへい その他のもの	一五 一〇 一五
前掲のもの以外のもの及び前掲のものに区分によらないもの	主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
水道用又は工業用水道用設備	電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他 ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備	一五 一五 一五 一〇 一五 一五 一〇 一五 九〇

計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他 主として金属造のもの 主として木造のもの	一〇 一八 一〇 一〇 一七 一五 一七 八
鉄道又は軌道事業用変電設備	二〇
列車遠隔又は列車集中制御設備	二二
通信設備(給電用指針を含む)	九
鋼索鉄道又は架空索道設備	二二 三三
自動車の修理用設備	一三
修理工場又は機械工場用設備(自動車修理用のもの)	一四

A [日法九七七二・三三] ⑩

のを除く)	水力発電設備	汽力発電設備	内燃力又はガスタルビン発電設備	蓄電池電源設備	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	天然ガス鉱業設備	天然ガス圧縮処理設備	石油又は液化石油ガス貯蔵設備	石油ガス、石炭ガス又はコークス製造設備（ガス精製）
					需用者用計器 柱上変圧器 その他の設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設備			
	二二	一五	一五	六	一五 一八 二二	二五 三	一〇	一三	一〇

又はガス事業用特定ガスを発生設備を含む)	ガス事業用供給設備	クリーニング設備	給食用設備	前掲の機械及び装置以外に前掲のもの	及び掘削用の掘削機	軌道用又は搬送用（索道を含む）	車両及運搬用具
ガス導管 铸铁製のもの その他のもの 需用者用計量器 その他の設備				主として金属製のもの その他のもの		電気又は蒸気機関車 電車 内燃自動車（制御車及び付随車を含む） 貨車 タンク車及び特殊構造車 その他のもの 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの	
二二 二三 二三	一五 一三	七	九	一七 八		一八 三 三 一	一〇 一五 二〇 一五

A〔日法九七七二・三三〕⑩

船舶	船舶法（明鋼船）	自動車	その他のもの 線路建設保守用工作車 無軌条電車 その他のもの
	自転車の運搬具 その他の車 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	特殊自動車 運送事業用自動車 その他の自動車 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいい、二輪又は三輪自動車を除く） 二輪又は三輪自動車 その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの	一〇 八 〇 五
	二 三 五 七	三 四	五 五

A〔日法九七七二・三三〕⑩

工具	測定工具及び検査工具（電気又は）	その他の船	治三十二年法律第四十六号（第四十條から第四十條までの適用を受ける船舶）
	鋼船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの 木船 しゆんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの モーターボート その他のもの	木船 昭和二十五年以後に進水したもの 昭和二十四年以前に進水したもの	昭和二十五年以後に進水したもの 総トン数が二千トン以上のもの 総トン数が二千トン未満のもの 昭和二十四年以前に進水したもの 昭和二十四年以前に進水したもの
	五 四 八 六 五	二 〇 七	一 〇 二 四 五

電子を利用するものを含む)	治具及び取付工具	型(型わくを含む)鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッペ	前掲のもの以外のもの	前掲の区分によらないもの	器具及び備品
		プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの			白金ノズル その他のもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	家具、電気機器(ガス機器を含む)及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)
三		三二	二	三	三三	一三 四八	

児童用機及びいす ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	膳写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ(サイバー用のものを除く) その他のもの 複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	事務機器及び通信機器
五 六 三 二 五 一	五 四 三	五 三

A [日法九七七二・三] ⑩

時計、試験機器及び測定機器	光学機器	看板及び広告器具	容器及び金庫	その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの
時計 度量衡器 試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 顕微鏡その他の機器	看板 模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	ポンプ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他	一 六 五 五 〇 〇 六 五 五

A [日法九七七二・三] ⑩

医療機器	容器 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しより交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの
二 〇 五	二 三	四 五 七 六 六 八 六

前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ及びレコードシート及びロープ	自動販売機(手動のものを含む)焼却炉	二二 五五
主として金属製のもの その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
前掲する資産のうち、当該資産に属する耐用年数に定めておられるもの及び前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	一五 八

注一 次の表の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

構築物又は機械及び装置	耐用年数 (年)
-------------	-------------

水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	五八
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	三八
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減菌設備	一六

- 二 取得価額が二十万円未満である有形固定資産の全部又は特定の一部を一括して償却する場合の耐用年数は、三年とする。
- 三 耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産の耐用年数は、その取得後耐用可能と見積られる年数によるものとする。ただし、当該見積年数によらず、本表に定める耐用年数によることができる。
- 四 本表に掲げられていない有形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一及び別表第二に規定する耐用年数によるものとする。

「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」 (平成24年10月19日付総財公第99号) 別紙2

構築物	種別	耐用年数(年)	細目	用途	備註	車両及び運搬具		機械及び装置	
						特殊自動車(この項には機械及び装置の自走式作業用機械を含まない)	モーターサイバー、トラクター、クミキサー、レッカーその他特殊車体を架装した小型車(総排気量が二リットル以下のものをいう。)	結水かん又は凍結防止その他の設備	冷凍、製氷又は冷蔵用設備
引湯管 庭園	構造又は用途	三〇		下水道のもの					
		一五〇		下水管渠、人孔及び井 阻水扉及び防潮扉 処理設備 送泥管 濾床 ガス槽					
		三〇							
		三五							
		四五							
		五〇							
		五〇							
		八							

種別	耐用年数(年)	細目	用途	備註
木造(簡易木造を除く)又は合成樹脂造のもの	三三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	三四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木造(簡易木造を除く)又は合成樹脂造のもの	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	三五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	三六	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木造(簡易木造を除く)又は合成樹脂造のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	三七	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	三八	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	

種別	耐用年数(年)	細目	用途	備註	その他の自走式作業用機械設備		測量用設備	荷役又は倉庫業用設備	ホテル又は旅館用設備	公衆浴場設備	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る)	下水道用のもの
					排砂管又は可搬式コンベヤ	アスファルトプラント又はパッチャープラント						
	三五		その他の自走式作業用機械設備									
	三六		排砂管又は可搬式コンベヤ									
	三七		アスファルトプラント又はパッチャープラント									
	三七		その他の設備									
	三五		カメラ									
	三五		その他の設備									
	三七		移動式荷役設備									
	三七		その他の設備									
	三五		引湯管									
	三五		その他の設備									
	三五		かま及び温水器									
	三五		その他の設備									
	九		ポンプ設備									
	九		減菌設備									
	九		計量器									
	九		荷役設備									
	九		処理機械設備									

種別	耐用年数(年)	細目	用途	備註
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	三九	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	四〇	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四一	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	四二	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	四三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	四五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	四六	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四七	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	四八	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	四九	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	五一	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	五二	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	五四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	五五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五六	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	五七	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	五八	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五九	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	六〇	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	六一	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	六二	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	六三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	六四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	六五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	六六	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	六七	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	六八	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	六九	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	七〇	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	七一	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	七二	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	七三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	七四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	七五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	七六	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	七七	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	七八	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	七九	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	八〇	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	八一	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	八二	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	八三	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	八四	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	木骨モルタル造(簡易木骨モルタル造を除く)のもの	
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	八五	旅館用、ホテル用、飲食店用又は貸席用のもの	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る)	

